



質 問

- ① 相談者:産廃処理業(収集運搬業)
- ② 相談案件:排出者の社名変更
- ③ 相談内容:既契約の処理委託契約書につき事業者の社名変更の場合の事務手続きは？

回 答

契約の相手側が社名変更した場合は変更内容が確認できる通知、文書を当該委託契約書に貼付する。あわせて、変更年月日と新社名を旧社名に併記する。旧社名は訂正、削除はしない。旧社名での委託契約及びマニフェスト伝票等は5年間の保存義務があるため。

